

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>Ⅱ-2-1-3(1)について、現行の監督指針では報告徴求の根拠は示されていないが、今後は法第272条の22に限定して報告徴求が行われると理解してよいか。</p> <p>もしくは、今までも法第272条の22を根拠とする報告徴求を行っており、それが今回の改正で明文化されたのか。本改訂の趣旨・背景をご教示いただきたい。</p>	<p>今般の改正は、保険業法第272条の24第1項の規定の適用に関し、報告徴求を行う場合は、保険業法第272条の22に基づき報告を求めることを明確化したものです。</p>
2	<p>Ⅱ-2-1-3(2)の新設した趣旨を確認したい。</p> <p>また、従来の取り扱いでは保険計理人の意見書をベースに算出方法書等の変更に向けた報告徴求が行われていたが、(2)が新設されたことから、今後は保険計理人の意見書内容にかかわらず当局判断で報告徴求を行うという理解でよいか。</p>	<p>今般の改正は、保険業法第272条の22に基づき報告を求め、判断する手続きを明確化したものです。</p> <p>なお、保険計理人意見書の内容も報告徴求を行う際の判断材料となります。</p>
3	<p>Ⅱ-2-3-2(3)の①～④の数値については、どのタイミングでモニタリングが行われる予定か。期末・中間の決算モニタリング時等に①～④数値の提出や確認が求められるという理解でよいか。</p>	<p>早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者の選定は、原則決算時に行います。</p> <p>また、①から③までの確認にあたっては、従来から提出いただいている決算数値を使用して確認しますので、新たに数値の提出を求める予定はありません。</p>
4	<p>Ⅱ-2-3-2(3)の①～④について、全てに該当するのではなく、①～④のいずれか一点でも当てはまれば早期警戒制度の対象会社に該当する可能性があるという理解でよいか。</p> <p>また、①～④のいずれかに該当する場合であっても、ただちに早</p>	<p>ご理解のとおり、①～④のいずれかに当てはまれば早期警戒制度の対象に該当することとなりますが、これらは、選定における着眼点の一例をあげているものであり、個社の状況によっては①から④によらずに早期警戒制度の対象とすることもあり得ます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>期警戒制度の対象会社に選定されるものではないと理解してよい か。</p> <p>例えば、一時的に、①～④の条件に該当する場合においても、流動性リスクの管理態勢が整備されており、かつ以降の資金確保が確実視されることが認められるケースもあると考える。そこで、一時的に①～④に該当する少額短期保険業者においても、必ずしも272条の22に基づく報告徴求が行われるものではないことを確認したい。</p>	<p>これらの条件に該当した少額短期保険業者に対しては、Ⅱ-2-3-2(1)又は(2)に基づいて、まずは、財務局において実態を把握し、その原因を特定します。その上で、少額短期保険業者の規模・特性や態勢整備の状況等を勘案し、深度あるヒアリングを行い、当該少額短期保険業者に対して改善に向けた取組みを促すとともに、必要に応じて、保険業法第 272 条の 22 に基づき報告を求めることとなります。</p>
5	<p>Ⅱ-2-3-2 (3) ① (注)について、改正案では、『現預金額/基礎収支((正味収入保険料-正味支払保険金-正味事業費+113条繰延資産償却費-113条繰延額)/12)比率が12を下回る少額短期保険業者など。』となっていますが、これはもっと直接的にわかりやすく、『現預金額が基礎収支 すなわち正味収入保険料-正味支払保険金-正味事業費+113条繰延資産償却費-113 条繰延額を下回る少額短期保険業者など。』としたほうがわかりやすくなるのではないかと、思います。</p> <p>また、改正案の分数の計算では分子は正值ですが分母は正負の値をとります。分母が負の場合は分数の値は負値になり、自動的に12を下回ることとなります。現預金額が十分あっても基礎収支が負値となることによって『現預金額の水準が十分ではなく、資金繰りに懸念のある少額短期保険業者』となってしまいます。</p> <p>Ⅱ-2-3-2 (3)②(注)について、改正案では『修正純資産額(保険業法上の純資産額-113 条繰延資産-繰延税金資産(+繰延税金負債)-1,000 万円)/修正経常損益((経常損益+113条繰延資産償却費-</p>	<p>①から④については、選定の着眼点の一例をあげているものです。</p> <p>その中で、①については、決算時の基礎収支が赤字の場合に、手元の現預金により業務継続ができる期間を確認することを目的としています。</p> <p>ご指摘も踏まえ、「決算において、基礎収支((正味収入保険料-正味支払保険金-正味事業費+113 条繰延資産償却費-113 条繰延額)/12)<0の場合に、現預金額/ 基礎収支 の値が12を下回る少額短期保険業者など。」と修正いたします。</p> <p>また、②については、決算時の修正経常損益が赤字の場合に、純資産でカバーできる期間を確認することを目的としています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「決算において、修正経常損益((経常損益+113 条繰延資産償却費-113 条繰延額)/12)<0の場合に、修正純資産額(保険業法上の純資産額-113 条繰延資産-繰延税金資産(+繰延税金負債)-1,000 万円)/ 修正経常損益 の値が12を下回る少額短期保険業者など。」と修正いたします。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>113条繰延額)/12)比率が 12 を下回る少額短期保険業者など。』となっていますが、これはもっと直接的にわかりやすく、『修正純資産額すなわち保険業法上の純資産額-113条繰延資産-繰延税金資産(+繰延税金負債)-1,000万円が修正経常損益 すなわち経常損益+113条繰延資産償却費-113条繰延額を下回る少額短期保険業者など。』としたほうがわかりやすくなるのではないかと、思います。</p> <p>改正案の分数の計算では分子は正負の値をとり、分母も正負の値をとります。①分子が正で分母が負の場合は分数の値は負値になり、自動的に12を下回ることとなります。</p> <p>また、②分子が負値で分母がほとんど0に近い負値の場合、分数の値は大きな正値となります。①のケースでは純資産額が十分あっても修正経常損益が負値となることで『純資産額の水準が十分ではない少額短期保険業者』になってしまいますし、②のケースでは修正純資産が負値であっても分数の値が12を上回ることとなります。</p>	
6	<p>II-2-3-2(3)について、確認したい。</p> <p>1. ①②の算出式は「収支赤字又は経常損益赤字の場合に、それが1年間(12ヶ月)続いても持続できる①現預金・②純資産(法定の1,000万円以上)が確保できるか」を確認するものと理解してよいか。算出式策定の経緯、算出式でそれぞれ用いられている数値を採用した意図をご教示いただきたい。</p> <p>2. この計算式によると、①基礎収支、②修正経常損益がマイナスの場合には、計算結果が必ずマイナスとなるため、①基礎収支・②修正経常損益がマイナスの社については①現預金・②修正純</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>資産の金額の多寡によらず一貫して懸念先となってしまう。また、分母である①基礎収支、②修正経常損益が大幅に黒字となる場合も、分母が拡大するために計算結果である比率が減少し、①現預金、②純資産を十分に保有している場合でも12を下回る結果になることが想定される。</p> <p>3. そこで、算出式の主旨を踏まえ、①②の条件に以下を追記してはどうか。①…「基礎収支がマイナスの場合の算出」かつ「計算結果の絶対値で確認」、②…「修正経常損益が赤字(マイナス)」かつ「計算結果の絶対値で確認」</p>	
7	<p>監督指針改定案にある流動性リスクの指標(現預金額の水準が十分でなく、資金繰りに懸念のある少額短期保険業者に対する注記の算式による比率)をある少額短期保険会社の2021年度決算の数字を使って計算してみたところ、マイナス1.26となりました。この少額短期保険業者の経営は順調ですが、指標がマイナスになるということは、この指標の実効性に疑問を抱かざるを得ません。</p> <p>一般の財務分析において流動性リスクを見るには、流動資産÷流動負債などの比率が使われております。監督指針改定案にある流動性リスクの指標はどのような考え方から生まれたものなのか、ご説明いただけるとありがたいです。</p>	
8	<p>II-2-3-2 (3)について、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎収支基礎収支がプラスの場合は、キャッシュイン(保険料で保険金・事業費等が賄える)の状態にありますので、流動性を確認するのであれば、符号を逆にして確認するということが目的になっ 	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ていると思われませんが、如何でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正経常損益がプラスの場合は、純資産が増加する方向にありますので、純資産の水準を確認するのであれば、符号を逆にして確認することが目的にかなっていると思われませんが、如何でしょうか。 	
9	<p>Ⅱ-2-3-2(3)①、②において、収益性及び流動性リスクの見地から2つの指標が提案されていますが、いずれもその分母(すなわち収益力の指標としての定義)が「事業年度末決算」を念頭においた上で、わざわざ12で除するという対応となっているのは不自然です。なぜ、わざわざそのような計算にしているのでしょうか。決算期でしか通用しない指標のみ例示しても、多くの少額短期保険会社は決算以外の時期に大いに迷うことが危惧されます。</p> <p>前項に関連して、保険計理人としてはいくつかのあるべき代替案を提案することはできます。例えば中間決算で確認するにあたっては「当該中間決算基準日時点の経過月数」で除したものを分母とする、あるいは、差し引きする保険料・保険金等を「営業開始からの経過月数と12か月のうち短い期間」に渡る累計数値にて定義した上で、当該期間月数で除する、などの方法が考えられます。</p> <p>ですが、これらの算出のどれが妥当であるかについての判断は難しく、その選択に保険計理人が責任を取ることは困難です。一方でこれら細かい対応を自力で達成可能な少額短期保険会社は、マンパワーの見地からかなり限られ、結果として保険計理人の負担がますます過大になることが危惧されます。保険計理人の責任範囲が徒に</p>	<p>Ⅱ-2-3-2(3)①、②に関するご意見については、上記 No.6、No.7、No.8の金融庁の考え方をご覧ください。</p> <p>なお、保険計理人の責任に関するご意見につきましては、①から④は、財務局が早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者を選定する際の着眼点となりますので、少額短期保険業者や保険計理人の業務と直接は関係しないと考えます。</p> <p>一方で、保険計理人も財務局がどのような点に着目して監督を行っているかを意識しながら業務にあたられることが重要であると考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	拡大しないよう、ご当局にも配慮をお願いします。	
10	Ⅱ-2-8-2(1)②について、総合指針においては、②の記載に加え「また、例えば資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか」と記載がある。少短指針の記載は、少短業者の規模を考慮したものであるとの理解してよいか。	ご理解のとおりです。
11	Ⅱ-2-8-3について、既に指針内には法第272条の26の業務停止・登録取り消しについて言及があったが、今回、法第272条の27の登録の取り消しに関しても追記がされた趣旨を確認したい。	今般の改正は、保険業法第 272 条の 27 に基づき登録取消を行う際の、手続きを明確化したものです。
12	Ⅲ-2-1(1)について、①が新設された背景・意図を確認したい。	<p>少額短期保険業制度発足以降、登録業者数は年々増加する中で、近年は、特にベンチャー企業等の保険業の経験がない者の参入が増加しています。そのような少額短期保険業者では、保険会社にはない商品を提供するケースも出てきています。</p> <p>このような状況や登録制度の趣旨に鑑みて、保険契約者等保護とイノベーションの推進を両立させる観点から、金融庁と財務局が連携しながら、迅速かつポイントを押さえた適切な登録審査を実施することを明確化したものです。</p>
13	<p>Ⅲ-2-1 (1) ⑤ エ. (ア)について、現行の『うち少なくとも1名は、保険業務を3年以上経験した者であるか。』を、『また、企業の経営管理業務に3年以上携わった経験を有する者を少なくとも1名配置しているか。』を追加する改正案としています。</p> <p>追加した部分についてはあまり実質的な効果は期待できないと思</p>	<p>足元の行政処分事例において、経営陣が自社の置かれた経営状況を正確に把握できていない、保険契約者等保護の観点から適切な経営判断を行えていないなどの問題がありました。</p> <p>経営環境の変化に柔軟に対応し、健全かつ適切な業務運営を確保するためには、その規模やビジネスモデルに応じた適切な経営管理</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いますが、削除する部分については、この制限を撤廃することにより、監督当局と少短業者とのコミュニケーションがさらに難しくなり、監督当局の監督の負担はかなり増加するのではないか、と思います。</p>	<p>能力が求められます。</p> <p>そのため、今般の改正は、企業の経営管理業務を経験した者を確保し、保険業務に関する知識を有する者の助言も受けて適切な経営判断ができる体制を構築することが必要であると考えて、行うものです。</p>
14	<p>Ⅲ-2-1⑤エ.(ア)の本部機能を有する部門に1名以上配置すべき人物について「企業の経営管理業務に3年以上携わった経験を有する者」とした意図・背景について確認したい。</p>	<p>加えて、的確な業務遂行を確保する観点から、改正案にある体制を整えた上で、本部機能を有する部門に「保険業務を3年以上経験した者」を引き続き配置することはより望ましいと考えます。</p>
15	<p>改正案について、以下の点を確認したく存じます。</p> <p>現行の「保険業務を3年以上」から「企業の経営管理業務を3年以上」に改正されているが、当該改正は規制緩和を行うものと理解してよいか。また、保険業務を3年以上経験した者が対象外となったように読めるが、当該改正は規制緩和が趣旨であると考えれば、保険業務を3年以上経験した者を対象外とするものではないと考えてよいか。</p>	
16	<p>Ⅲ-2-1(1)⑤エ.(ア)において、登録審査にあたり、本部機能に「企業の経営管理業務に3年以上携わった経験を有する者」の配置を求めるとありますが、具体的にどのような業務経験があれば規制当局の基準を満たすのか、これだけでは判断しようがありません。</p> <p>例えば大企業ではなく、「スタートアップの社長」「従業員10名規模の専業の保険代理店の社長」などは基準を満たすと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「企業の経営管理業務に携わった経験を有する者」については、想定している少額短期保険業者の事業規模と同等程度乃至はそれ以上の企業において、</p> <p>① 実際に経営判断を行ってきた経営者 又は ② 本社において、経営者に近い立場で、経営計画の企画・調整・実施管理の業務を行っていた等、経営管理業務に携わった経験を有する者</p>
17	<p>Ⅲ-2-1⑤エ.(ア)について、</p> <p>1. 「企業の経営管理業務に3年以上携わった経験を有する者」を満たす要件はどのようなものか。経営管理業務の内容や職位など、</p>	<p>が考えられます。</p> <p>そのため、例示のあった「スタートアップの社長」、「従業員10名規</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>判断する際の基準はあるか。</p> <p>2. 組織が目標や予算などを達成するために計画を策定し、それを遂行するための活動をモニタリング・評価し、改善のために各種調整等を行うプロセスを伴う業務といったものと理解してよいか。</p> <p>3. 企業の特定の部門(経営企画部等)における業務に限定されていないことを確認したい。</p>	<p>模の専業の保険代理店の社長」及び「法務や経理といったバックオフィス業務全般」を経験した者についても、上記の考え方を踏まえつつ、個別、具体的に判断します。</p>
18	<p>改正案について、以下の点を確認したく存じます。</p> <p>「企業の経営管理業務」とは、具体的にはどういった業務を想定しているか。経営企画に関する業務は含まれると解されるが、法務や経理といったバックオフィス業務全般を指しているとは解することはできるか。</p>	
19	<p>Ⅲ-2-1(1)⑤カ. は、今回改正が行われた「Ⅱ-2-8-2」内容を確認すると理解してよいか。それ以外の着眼点はあるのか。</p>	<p>少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有する株式会社等であるか否かの審査にあたって、資金繰り管理部門の体制を確認する際の着眼点となります。</p> <p>また、これ以外にも、Ⅱ-2-8-2(1)①、②、(2)②などが資金繰り管理部門の体制を確認する着眼点となります。</p>
20	<p>Ⅱ-2-8-2(1)④のなお書き以下の「確実な資金調達方法」、Ⅲ-2-1(1)⑥について、「親会社や個人オーナーなどの少額短期保険主要株主等から(略)確実な資金調達が見込めること」とは、具体的にはどのように確認を行うことが望ましいと考えられるか。</p>	<p>親会社や個人オーナーなどからの資金援助契約(実行の際の原資の説明を含む)や銀行からのコミットメントラインなどの内容を含む、具体的な資金調達計画が策定されていることを確認します。</p>
21	<p>Ⅲ-2-1(1)⑥で、添付書類の事業計画書で「業務継続のための資金を確保するため、必要な時に親会社や個人オーナーなどの少額短期保険主要株主等から概ね6ヵ月間の事業費相当額程度の確実な</p>	<p>足元の行政処分事例において、資金繰りが悪化し、保険金が支払えないなど、保険契約者等保護の観点で問題がありました。</p> <p>また、実際に登録申請時の事業計画で想定した保険契約が獲得</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>資金調達が見込めるか」を確認するとあります。入口の時点でお金を用意できるかどうかは事業計画の妥当性とは直接関係ない話であり、新設すべきではないと考えます。</p> <p>厳しい経営状況にあるとみられる少短業者が目立つのは、事業基盤や経営管理能力の有無もさることながら、保険金額や保険期間などの制約が厳しく、事業を成り立たせるのが難しい制度となっていることも大きいと考えます。政府として市場の活性化を図りたいのであれば、今回のようなモニタリングの見直しとともに、制度の見直しも検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>できず、資金繰りに窮する少額短期保険業者が散見されます。</p> <p>そのため、財務局で登録審査時に事業計画を確認する際には、流動性リスク管理において作成している資金繰りに窮した時、適時・適切に資金調達を行うことができる計画を含めて確認します。</p> <p>制度の見直しについては、貴重なご意見として承ります。</p>
22	<p>IV-2-4について、改正案では『本条項は、異常災害の発生や伝染病の発生等により、少額短期保険業者が巨額の損失を被るなど真にやむを得ない場合に、少額短期保険業者の破綻を未然に防止するための措置である。』という文章が追加されています。</p> <p>本来この保険料の増額あるいは保険金の削減は、このような特定のケースに限定することを想定しているものではなかったはずですが。</p> <p>少額短期保険事業は、保険金額が少額で、保険期間が短く、資産運用リスクを排除していて、保証金を供託しているということで、万一の破綻の場合にも契約者に生ずる損失が限定されていることから保険契約者保護機構に加入することを求めず、その代わりに会社と契約者の自己責任として、免許保険会社とは異なり、保険約款に『保険料の増額または保険金の削減に関する事項』『保険契約を更新する場合における保険料その他の契約内容の見直しに関する事項』を規定する旨、定められています。これは、少短業者が免許保険会社</p>	<p>保険業法施行規則第211条の5第4号において、普通保険約款の記載事項として「保険料の増額又は保険金の削減に関する事項」と規定している趣旨は、異常災害の発生や伝染病等の発生により、保険会社のようなセーフティネットの仕組みがない少額短期保険業者が破綻することを未然に防止するためです。</p> <p>一方で、保険期間中の保険契約について保険金の削減等の条件変更を行うことは、保険契約者等にとって不利益な条項となるため、少額短期保険業者が恣意的な適用を行わないようにする必要があると考えます。</p> <p>そのため、今般の改正は、施行規則で規定している趣旨を明確化し、合わせて「保険料の増加又は保険金の削減」を行う際の条件や手続きを明確かつ具体的に策定することなどを求めるものです。</p> <p>また、少額短期保険業者はこの項目が措置された趣旨を踏まえ、自社の商品に合わせて、その発動の条件を策定する必要があると考</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>では難しい様々なユニークな商品、サービスを提供できるようにするためです。保険料の増額、保険金の削減の規定を異常災害の発生、伝染病の発生等に限定してしまうのは少額短期保険事業創設の本来の趣旨を変更してしまうことになると思います、この変更には反対します。</p> <p>また、現行の『保険料の増額又は保険金の削減等を行う場合の手続が明確に定められているなど、保険契約者保護の観点から適切なものとなっているか』という規定が改正案では『本条項の趣旨を踏まえ、真にやむを得ない場合の明確な判断基準を含む手続きを策定するなど、保険契約者保護の観点から適切なものとなっているか。』と変更されています。しかし、新しい保障・サービスを提供しようとする際、『真にやむを得ない場合の明確な判断基準』を事前に明確にすることは不可能です。</p> <p>もし規定するとすれば、単に『このままいったら行き詰ってしまう』という程度の基準にしかならず、無意味ではないか、と思います。</p>	<p>えます。</p>
23	<p>IV-2-4について、「真にやむを得ない場合」とは、保険種目や保険商品単位で判断するものであり、例えば同一少短業者が販売する他の保険種目や保険商品に関する準備金が枯渇するまで不利益変更を認めないという趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>保険業法施行規則第 211 条の5第4号において、普通保険約款の記載事項として「保険料の増額又は保険金の削減に関する事項」と規定している趣旨は、異常災害の発生や伝染病等の発生により、保険会社のようなセーフティネットの仕組みがない少額短期保険業者が破綻することを未然に防止するためです。</p> <p>保険料の増額又は保険金の削減をすることは、普通保険約款に記載されている事項となりますので、少額短期保険業者の経営判断となりますが、保険契約者等にとって不利益な条項となるため、少額</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>短期保険業者が恣意的な適用を行わないようにする必要があると考えます。</p>
24	<p>IV-2-4について、「真にやむを得ない場合の明確な判断基準を含む手続を策定」とは、いわゆる内部規定で定めていればよく、外部への公表を求めないものと理解してよいか。</p>	<p>この条項は、保険契約者等にとって不利益な条項となるため、少額短期保険業者が恣意的な適用を行わないよう、発動の条件や手続きを明確かつ具体的にする必要がありと考えます。</p> <p>また、外部への公表については、少額短期保険業者において、保険契約者等保護の観点から適切に判断すべきものと考えます。</p>
25	<p>IV-2-4について、「真にやむを得ない場合の明確な判断基準」について、望ましいとされる判断基準例をより具体的に挙げていただきたい。</p>	<p>少額短期保険業者の商品は多種多様であり、一概に例示することが困難と考えます。少額短期保険業者は、この項目が措置された趣旨を踏まえ、自社商品に合わせて判断基準を策定する必要があると考えます。</p>
26	<p>IV-2-4について、今回の改正に併せて「別紙様式Ⅱ-5 事業方法書記載項目一覧表」の見直しを行うとともに、事業方法書の審査基準の中に本内容を記載することが改正の趣旨に照らして適切ではないか。</p>	<p>現行の取扱いにおいても、「手続が明確に定められている」かについて、確認していることから、「別紙様式Ⅱ-5 事業方法書記載項目一覧表」の見直しは行いません。</p>